

平成31年第2回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 平成31年2月25日（月）午後2時00分～
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 山下 正路
教育委員 宮本 裕次
教育委員 小谷野 守男
教育委員 櫻井 由子
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 倉持 正
教育参事 小林 幸典
教育次長兼学務給食課長 野口 昇
教育総務課長 石塚 幸夫
指導課長 浅野 誠
スポーツ生涯学習課長補佐 海老原 充
公民館課長 行田 弘一
図書館長 大手 勉志
文化芸術課長 岡本 弘子
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 中島 正孝
教育総務課 主 査 谷口 京子
教育総務課 主 事 中村 翔
7. 議 事
議案第2号 取手市立学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第3号 取手市学校事務の共同実施に関する規程について
（追加議案）
報告第1号 平成31年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関

する事務について定める議案についての専決処分の承認について（平成30年度取手市一般会計補正予算（第6号）の同意について）

報告第2号 平成31年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（平成31年度取手市一般会計予算（教育費）の同意について）

報告第3号 平成31年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、取手市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について）

8. その他

午後2時00分開会

（会議概要）

○教育長

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。よって平成31年第2回教育委員会定例会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。最初に配布物の確認を事務局よりお願いします。

○事務局（谷口主査）

配付物の説明をする。

○教育長

次に、教育長報告をさせていただきます。

1点目、輝くとりで未来フォーラムが2月15日に行われました。昨年度に引き続いて、取手中央ライオンズクラブの皆さんにご協力いただきまして、市内6校の生徒会の役員1・2年生の生徒によりまして、フォーラム形式で開かれたものです。当日は、3つの項目について、生徒が7つのグループに分かれて話し合う形で行われました。資料にあります「いじめ撲滅に関するスローガン」と「SNS使用についてのスローガン」を策定しまして、午後の部では取手市をPRする方法について自由に討論し、いろいろなアイデアを発表しました。わがまち取手市自慢、こんな名産があったらいいという3つの項目について生徒が自由に話し合っ、グループでまとめてお互いに意見交換するという形をとっていました。50人くらいの生徒が7つのグループに分かれて、それぞれ指導の先生方

が入って行われました。生徒会役員ということもありますが、やはり他の学校の生徒だということもあって、いじめとかSNSの問題についても自分たちの実態を話した上で、お互いに意見交換ができます。なかなか同じ学校の中では、生徒も意見交換がしづらい部分があると思いますが、他の学校の生徒が混ざることによって、生徒の主体性といいますか、意見の違いなども今の生徒ならではのスローガンを見ていただくと面白いかと思います。自由な意見交換が素晴らしいものでした。

2点目、ユーバ市訪問団についてです。

2月12日から18日まで姉妹都市ユーバから23名の訪問団がいらっしゃいました。10名の中学生がそれぞれホストファミリーがいる学校を訪問して、2日の体験入学をしました。また、永山中学校においては大人の方にもおいでいただきまして、当市の教育事情の説明と授業参観等で、交流を深めたところでございます。

3点目、第6回いばらきっ子郷土検定県大会の結果についてです。

2月2日に茨城県立県民文化センターホールで行われまして、取手市は永山中学校が代表として、校長先生以下が参加しました。今年度6回目を迎えて、非常に激戦でした。永山中学校は1回戦敗退し本当に惜しかったです。トーナメントに残れませんでした。回答の姿勢、応援の状況が良かったということで、会場の皆さんの投票の結果、敢闘賞を受賞することができました。生徒の事前の準備も含めて、とても素晴らしかったと思います。中学生が郷土ばかりではなくて、茨城県全体の歴史や文化、産業を知るきっかけになったと考えているところでございます。

4点目、取手市少年の主張大会についてです。

2月3日に取手ウェルネスプラザにおきまして、善行青少年表彰、少年の主張発表とあわせまして、いくつかの行事がありました。少年の主張発表では、7名の中学生の発表がございました。生徒がそれぞれの主張を自由に主張され、また、かなりバラエティに富んでいたのではないかと感じたところでございます。主張全文と、また善行表彰も含めて委員の皆様にご覧いただくということですので、ぜひもう一度拝見していただければと思います。また、藤代小学校6年生によります合奏のアトラクションがありました。非常に見事な合奏でした。茨城県の芸術祭でも発表されたということで、練習の成果が出ていたと思います。

5点目、福BOOK（フクブック）の貸し出しについてです。

1月6日から実施しまして、子ども向け、大人向け、ティーンズ向けにそれぞれ趣向を凝らした特製パッケージで、福袋に見立てたものを用意しました。大人向けは即日終了しました。子どもたちにとっても非常に好評だったということでございます。

6点目、文庫装丁講座「お気に入りの文庫を装丁しよう」ということで、こちらは豆本作家、図書館ボランティアをなさっている日向健一郎さんを講師に呼びまして、文庫本を持参していただき、そのハードカバーの表紙をつける催し物です。アンケートの結果もよく、非常に好評を得られた取り組みとなりました。

7点目、茨城県市長会民間自治功労者表彰受賞ということで、「家庭での読書、読み聞かせの大切さ」を伝えたいという思いから、地域の文庫活動、おはなし会などの活動に長年携わっておられます田島多恵子さんが、2月12日に表彰を受賞されました。この方は、ボランティアばかりではなくて、ふじしろ図書館の建設にも準備委員として関わっていただいた方でございます。おめでとうございます。

8点目、公民館の行事についてです。

こちらにも田島多恵子さんに御協力いただきまして、読み聞かせボランティア「おはなし・こすずめの会」ということで、3月4日に藤代公民館で予定しているところでございます。

最後に9点目、第45回企画展「先人たちのものづくりを探る―出土品から見る技術の粋」についてです。

埋蔵文化財センターの展示室におきまして、2月15日から4月21日まで開催しております。こちらは、先人たちのものづくりを探るということで、先史時代、縄文時代にスポットを当てて、特に生活の視点に立って、どう生活用品等をつくり上げてきたかということ、新たな視点で取り上げてございます。期間中、埋蔵文化財センターの職員による考古学講座も3回に分けて行う予定でございます。以上です。

○教育長

これより、本日の議事に入ります。初めに議案第2号取手市立学校管理規則の一部を改正する規則について、及び議案第3号取手市学校事務の共同実施に関する規程についてを一括議題といたします。

議案第2号及び第3号についての説明を教育次長兼学務給食課長お願いします。

○教育次長兼学務給食課長

議案第2号取手市立学校管理規則の一部を改正する規則について、議案第3号取手市学校事務の共同実施に関する規程について、一括して説明いたします。

提案理由につきましては、取手市立の複数の小中学校が学校事務の一部を共同で処理する学校事務の共同実施を導入するため、取手市立学校管理規則の一部を改正し、取手市学校事務の共同実施に関する規程を制定するものです。学校事務の共同実施の概要につきましては、学校を取り巻く環境が変化中、教員を取り巻く環境も大きく変化しており、個々の教職員だけでなく、学校が組織と

してさまざまな課題に対応していくことが求められております。そのため、学校の事務処理体制を整備し、事務処理の効率化や平準化、事務機能の強化を図り、教育活動の充実や学校経営の活性化を推進し、平成31年4月から実施するものです。

続きまして、議案第2号取手市立学校管理規則の一部を改正する規則について、1ページをご覧ください。右が改正前、左が改正後の規則になります。まず、第8条の2及び第16条の改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号）の記載があります。この法律は、取手市立学校管理規則第5条第3項で既に記載されておりますので、第8条の2及び第16条中の記載は削除になります。さらに、学校事務の共同実施の条文につきましては、第16条の次に第16条の2を追加し、第1項に教育委員会は、学校事務の適正化及び効率化並びに学校運営への支援を行うため、学校事務の共同実施を行うことができると規定します。第2項に共同実施を行うための実施組織を規定し、第3項で、全ての共同実施グループを構成する学校のうち1校に総括事務長を置くとしております。第4項では、各共同実施グループにおいて中心となる学校を拠点校として、事務長を置くとして規定し、第5項では各共同実施グループにおいて、拠点校と連携して共同実施を行う学校のうち1校に副事務長を置くとして規定します。第6項、第7項、第8項については、総括事務長、事務長、副事務長の職務について定めております。第9項で、総括事務長、事務長及び副事務長は、すべての共同実施グループの事務職員から教育委員会が任命する。第11項で、前各項に規定するもののほか、共同実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めると規定しております。

次に、議案第3号取手市学校事務の共同実施に関する規程について、説明いたします。この規程は、議案第2号の取手市学校管理規則に基づき、学校事務の共同実施に関し必要な事項を定めるものです。第2条は組織に関することで、共同実施グループの構成について、取手地区12校と藤代地区8校にグループ分けをして実施します。第3条で、総括事務長の任命、職務、第4条で、事務長、副事務長の任命、職務を規定しまして、第5条で、拠点校の校長の役割、第6条で事務長の専決事項、第7条で、教育委員会は、学校事務共同実施協議会を設置し、共同実施を行うことにより、効率化又は適正化を図る業務内容や共同実施計画、実施報告を審議する組織を設置するとなっております。第7条第3項の(1)から(9)の構成員をもって、共同実施協議会を設置するものです。第8条で、事務長連絡協議会の設置と所掌事項、第9条で、共同実施の対象業務の内容になります。事務の効率化では、教員の昇給内申・復職調整、諸手当の事前審査などの業務を行い、教育活動の支援では、学籍関係、調査・統計関係事務の支援などを行います。第10条では、実施計画及び実施報告を教育委員会に提出、第11条で服務、第12条で、この訓令に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が

別に定めるの規定を定めるものです。

なお、5 ページは、学校事務の共同実施の組織を図にしたものです。付則といたしまして、取手市立学校管理規則の一部改正、取手市学校事務の共同実施に関する規程の制定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものです。

この学校事務の共同実施の導入の効果につきましては、現在、事務職員は 1 校 1 人の配置であり、十分な組織体制が取りにくい状況にあります。共同実施組織が整備されることで、新規採用職員や他市町村から異動してきた職員などに対してフォローする環境が整い、事務部門の強化が期待できます。また、学校事務の効率化が図られることにより、これまで教員が行ってきた事務処理の一部を事務職員が処理することで、教員の事務負担の軽減と教育活動の支援にもつながると考えております。以上です。

○教育長

以上で、議案第 2 号及び第 3 号に対する説明は終わりました。本件に対して質疑、ご意見はありませんか。

○小谷野委員

それぞれ新たな形で組織ができましたので、その中で長と副になる方ができると思いますが、給与等への反映はどのようになりますか。また、共同実施グループが取手地区 12 校と藤代地区 8 校になりましたが、6 校、6 校、8 校あたりに区分するのが適当なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○教育次長兼学務給食課長

まず、グループ事務長の任命に関してですが、事務職員のうちの主査、係長を任命するような形で進めております。主査、係長については、諸手当等が支給されると考えております。グループの派遣についてですが、取手グループ 12 校、藤代グループ 8 校になっております。こちらにつきましては、共同実施検討委員会の中でも事務職員の中で検討してもらいました。中学校単位、取手第一中学校、取手第二中学校区の 7 校、戸頭中学校、永山中学校の 5 校、藤代中学校、藤代南中学校の 8 校にグループ分けするという形もありました。ただし、戸頭中学校、永山中学校区の 5 校につきましては、5 校 5 人の中で事務職員のグループ分けをしますと、その中に新規採用職員や異動してきた職員が多くなるという可能性もあるため、そういったことを避けるために、12 校と 8 校で進めたいとの委員からのお話がありました。まずは、この 12 校と 8 校のグループで、2 年から 3 年は実施し、何か不都合が出た場合は、また検討していきたいと考えております。

○山下委員

学校事務の共同実施を実施することで、効果とか成果が上がることを期待します。教員の事務負担が軽減されるという説明がありましたが、一般の先生方は

非常に多忙ですので、時間的余裕ができればよいと思っております。具体的な仕事内容等の説明をお願いします。

○教育次長兼学務給食課長

教員の事務負担軽減ということになりますと、今現在、教務主任の先生、教頭先生が学校の事務の一部を負担しているところです。事務を共同実施することによって、審査関係や統計処理、また、調査関係等は事務員にお願いすることができるのではないかと考えております。その中で教頭先生、教務主任の先生の負担が軽減されれば、生徒の教育の支援にも繋がるのではないかと考えております。さらに、一般の先生方の負担軽減にも繋がっていくのではないかと考えております。

○山下委員

ぜひそのようにしていただきたいと思っております。

○櫻井委員

今まで教務主任や教頭先生が担っていた業務を学校事務職員が行うこととなりますと、データ管理の問題や今までよりも1人の事務員あるいは、グループで扱うデータが膨大になるかと思っております。データ管理のセキュリティについて伺いたいと思っております。

○教育次長兼学務給食課長

学校の先生方には、校務支援システムが導入されております。また、教育委員会内のグループウェアを組んでおりますので、セキュリティ管理は万全を期しております。その中に学校事務の先生、事務職員のフォルダを作りまして、その中ですべての共同実施したグループ内のフォルダを作り、そこで管理する体制をとりたいと思っております。

○山下委員

ぜひお願いします。小規模校と大きい学校との事務員の仕事量が相当違うと思っております。小学校と中学校でも事務員の仕事量は相当違います。今回、共同実施をするのであれば、ある程度仕事の分担ができて、大きな学校に偏らないようなところまで進めてもらえればと思っております。

○教育次長兼学務給食課長

そちらについては、事務長連絡協議会もありますので、学校事務共同実施協議会の中でも協議していきたいと考えております。

○宮本委員

総括事務長と事務長、副事務長は、任期ということではなくて、あくまでも人事異動での交代になりますか。総括事務長は、取手グループか藤代グループどちらかの学校に所属していることになりますと、転校などの場合どうなるのでしょうか。

○教育次長兼学務給食課長

事務員も毎年人事異動がありますので、取手グループ、藤代グループのうちの総括事務長、事務長、副事務長については、毎年4月に任命する形になると思います。

○宮本委員

任期は1年ということですね。

○教育次長兼学務給食課長

今の事務検討委員会の中では、任期1年で進めるという考えで話し合っております。ただ、再任になる可能性はあると思います。

○山下委員

総括事務長の仕事は非常に重要なもので責任がありますので、ベテランの指導力を持っている先生にさせていただくほうが効果があるのではないかと思います。1年だけではなく、2年、3年と続けていただく方が、良い方法かなと思います。

○教育次長兼学務給食課長

平成31年度に総括事務長になった事務の先生が、平成32年度に異動がなければ継続できるかと思いますが、人事異動があった場合には、変更もあると思います。

○教育長

新たな事務の形態になりますが、課題も合わせて期待する部分もありますので、しっかりと教育委員会と学校事務共同実施協議会の中で議論して進めてまいります。

○教育長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、質疑、ご意見なしということでよろしいでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑、ご意見なしと認めます。これにて質疑、ご意見を終結いたします。

それでは、ただいま一括議題となっている議案について、1件ずつお諮りいたします。

まず、議案第2号取手市立学校管理規則の一部を改正する規則について、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第3号取手市学校事務の共同実施に関する規程について、原案のとおり決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。次に、報告第1号平成31年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について(平成30年度取手市一般会計補正予算(第6号)所管事項の同意について)を議題といたします。本件について説明を求めます。

○教育総務課長

報告第1号についてご説明申し上げます。平成31年第1回取手市議会定例会に上程される議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったため、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり異議がない旨の回答をしたことを報告します。

最初に平成30年度取手市一般会計補正予算(第6号)抜粋、40ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、学校施設整備基金積立金です。会計課において、今年度より基金をまとめて運用することとなり配当増となったため、4万1千円を増額するものです。

同じく資料40ページ、2項小学校費、3目学校建設費、21小学校施設整備に要する経費として、5億4,703万3千円を増額するものです。内訳ですが、工事請負費で今年度実施しました取手小学校エレベーター改修工事における契約差額として16万7千円を減額するとともに、平成31年度に予定しておりました小学校特別教室等の空調設備設置工事が、国の経済対策による平成30年度第1次補正予算に補助対象事業として採択されたことにより、その事業費5億4,720万円を前倒しで補正し、平成31年度に繰り越して実施してまいります。

続きまして、資料41ページ、小学校建設事業に要する経費として、六郷小学校旧校舎解体工事監理業務委託料及び解体工事請負費における契約差額として11万9千円を減額するものです。

○教育次長兼学務給食課長

続きまして、同じく資料41ページになります。3項中学校費、2目教育振興費、中学校コンピューター整備に要する経費として、パソコン使用料1,486万3千円を減額するものです。中学校パソコン教室の生徒用タブレットパソコン240台を含む機器一式の賃貸借契約が確定したことから、契約額との差額を減額するものです。

○教育総務課長

続きまして、3項中学校費、3目学校建設費、中学校施設整備に要する経費として、151万7千円を増額するものです。今年度実施しました取手第二中学校、永山中学校、藤代中学校及び藤代南中学校における武道場非構造部材耐震改修工事監理業務委託料、並びに工事請負費の契約差額として68万2千円を減額、さらに校内LAN改修工事請負費の契約差額として110万1千円を減額するとともに、平成31年度に予定しております取手第二中学校、永山中学校の生徒増による普通教室への空調設備設置工事が、国の経済対策により平成30年度第1次補正予算に補助対象事業として採択されたことにより、事業費330万円を前倒しで増額補正し、平成31年度に繰り越して実施してまいります。

次に、中学校建設事業に要する経費の戸頭中学校についてです。今年度実施しました戸頭中学校校舎大規模改造、武道場非構造部材耐震改修工事の工事監理業務委託料、及び工事請負費における契約差額として1,357万2千円を減額するものです。

次に、中学校建設事業に要する経費の藤代南中学校についてです。平成31年度に予定しておりました藤代南中学校校舎・体育館大規模改造工事の内、特別教室等の空調設備設置工事、及びトイレ改修工事、特殊天井改修等の防災機能強化工事が、国の経済対策による平成30年度第1次及び第2次補正予算の対象となることから、対象となる事業費2億1,359万1千円を前倒しで増額補正し、平成31年度に繰り越して実施してまいります。

○教育次長兼学務給食課長

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、幼稚園管理に要する経費として、工事請負費430万円を増額するものです。平成31年度に予定をしておりました藤代幼稚園のプレイルーム等の空調設備工事が国の経済対策により、平成30年度補正予算に補助対象事業として採択されたことにより、その事業費430万円を前倒しで補正し、平成31年度に繰り越して実施してまいります。

○文化芸術課長

5項社会教育費、1目社会教育総務費、福社会館改修事業に要する経費、委託料62万円の減額補正となります。平成31年度に予定しております福社会館大規模改造工事の実施設計業務委託料が確定したことによる、差額62万円を減額するものです。

続きまして、市民会館改修事業に要する経費の市民会館耐震補強工事、大規模改造工事の監理業務委託料が確定したことによる差額50万円と、市民会館耐震補強・大規模改造工事の工事費が確定したことによる差額2,731万円、合わせて2,781万円を減額補正するものです。

○図書館長

続きまして、3目図書館費の工事請負費、図書館管理運営に関する経費308万円の減額補正になります。9月から工事をしておりました取手図書館外壁・屋上防水改修工事の契約差額308万円を減額補正するものです。

○スポーツ生涯学習課長

続きまして、6項保健体育費になります。いきいき茨城ゆめ国体2019開催に要する経費の財源が茨城県市長会から、国体に要する経費に500万円の収入がありましたので、諸収入として繰り入れることによる財源充当変更となります。

次に、2目体育施設費、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費についてです。取手グリーンスポーツセンターの洋式トイレ改修工事が完了しまして、契約差額1,217万円を減額するものです。

続きまして、藤代スポーツセンター管理運営に要する経費です。藤代スポーツセンター体育館空調機更新工事が完了したことにより契約差額10万3千円の減額補正となります。

次に、藤代武道場管理運営に要する経費についてです。武道場トイレ改修工事実施設計業務委託料についても、委託が完了したことによる契約差額18万3千円の減額補正となります。以上です。

○教育次長兼学務給食課長

続きまして、資料46ページになります。3目学校給食センター費、給食センター施設整備に要する経費として、工事請負費92万4千円を減額するものです。給食センター内設備の蒸気ボイラー改修工事費が確定したことから、契約差額を減額補正するものです。以上です。

○教育総務課長

続きまして、10款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、1目文教施設災害復旧費、災害復旧に要する経費です。取手東小学校体育館屋根災害復旧工事実施設計業務委託における契約差額として11万9千円を減額するものです。以上です。

○教育長

以上で、報告第1号に対する説明は終わりました。本件に対して質疑、ご意見はありませんか。

○小谷野委員

取手東小学校体育館の実施設計は完了したということですが、いつ頃完成予定になりますか。

○教育総務課長

1月下旬に工事を始められまして、今年は大きな天候の乱れもなかったため、順調に工事が進みました。現在は、すべてガルバニウムという鋼材で天井をすべて覆ったところがございます。工期は3月末ですが、今の予定では、小学校の卒業式は体育館で実施できると思います。

○小谷野委員

完成ではないということですか。

○教育総務課長

児童が安全に利用できることが前提ですが、工事期間中であっても、そちらの安全性が確保できれば一時使用という形で利用していただきたいと思っております。

○小谷野委員

取手グリーンスポーツセンターの洋式トイレ改修工事ですが、全部洋式になったのでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

全部洋式になりました。

○櫻井委員

市民会館の改修ですが、大部進んでるようにお見受けしますが、予定どおりの仕上がりになるのでしょうか。

○文化芸術課長

現在利用できなくて、大変ご迷惑をおかけしているところですが、座席の入れ替えもほぼ終わるということ聞いております。一般の方への公開と使用は4月1日からですが、4月1日は松竹大歌舞伎のこけら落とし公演を予定しておりますので、その後、空いている時にお貸しできるような状況となります。

○宮本委員

幼稚園の空調設備ですが、どの教室に設置したのでしょうか。

○教育次長兼学務給食課長

職員室と教室の間のプレイルームに設置を予定しております。

○宮本委員

ホールには設置されていないのでしょうか。

○教育次長兼学務給食課長

ホールには既に設置しております。幼稚園で設置されていないのは、プレイルームだけになります。職員室の更新も考えております。

○教育長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑、ご意見なしと認めます。これにて質疑、ご意見を終結いたします。

お諮りいたします。報告第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案のとおり承認いたしました。

次に、報告第2号平成31年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（平成31年度取手市一般会計予算（教育費）所管事項の同意について）を議題といたします。本件についての説明を求めます。

○教育部長

平成31年第1回取手市議会定例会に上程される当初予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったので、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり異議がない旨の回答をしたことを報告します。

平成31年度の当初予算額につきましては、47億4,971万8千円で、平成30年度と比較いたしますと6億594万8千円の減となり、一般会計総額に占める教育費の割合は、12.4%となります。この比較した数字を見ますと大幅な減となりますが、平成30年度は小学校特別教室等の空調設備設置工事や藤代南中学校校舎・体育館大規模改造工事の一部が国の経済対策により第1次、第2次補正予算の対象として採択されたことにより、対象となる事業費7億9,272万円を3月補正予算にて前倒しで計上したため、平成31年度当初予算から減額したことによるものです。この分を平成31年度当初予算に加えた実質的な教育費の予算規模は55億4,243万5千円となり、平成30年度当初予算と比較すると1億8,677万2千円の増となります。それでは、教育費の歳出予算につきまして、各項目ごとに説明を申し上げます。第1項教育総務費の主要事業を説明申し上げます。予算書235ページ、予算説明書148ページ、スクールバス運行に要する経費でございます。小文間地区から取手東小学校、また小堀地区から取手小学校及び取手第一中学校へ遠距離通学をしている児童生徒の安全な通学手段を確保するために、スクールバスを運行する費用でございます。

続きまして、通学送迎に要する経費でございます。大留地区から桜が丘小学校まで遠距離通学している児童を対象にスクールタクシーを運行する経費でございます。また、市之代・貝塚地区から永山小学校に遠距離通学している児童を対象にしたスクールバス運行を行うため、公用車リース料、また送迎委託料を計上してございます。

続きまして、教育情報機器整備に要する経費でございます。児童生徒がICT機器を活用した授業、また教育委員会と学校間の情報共有することを目的に設置いたしました、教育委員会内のネットワークの基盤となるサーバー機器類の使用料と、システムの安定稼働を目的とした運用管理委託料となっております。

す。平成 31 年度におきましては、教職員が使用するノートパソコンの入替を予定しております。

続きまして、予算書 236 ページ、説明書 149 ページ、いじめ防止対策に要する経費でございます。いじめの防止対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応するための経費で、主な内容としましては、常設してございますいじめ問題専門委員会委員の報酬、子どもの心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの報酬、教員一斉研修を始めとした各種研修に招く講師謝礼、命の尊さ、生きていることの素晴らしさについて学ぶ命の授業講演会委託料、スマートフォン等でいじめの相談や通報ができるアプリの使用料、並びに児童生徒を対象とした学級集団アセスメントアンケート用紙の購入経費を計上しております。

また、平成 31 年度から教育相談員を 1 名増員して、月曜日・水曜日・金曜日の週 3 日間は、電話による相談時間を午後 8 時まで延長することによりまして、帰宅後の児童生徒、また仕事を終えた保護者の方が相談できる体制を整備するための経費が含まれてございます。

続きまして、予算書 237 ページ、説明書 150 ページ、教育振興に要する経費でございます。基礎的・基本的な内容を確実に身につけ、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむ教育の充実を図るため、地域から I T 産業や飲食業など、さまざまな職種に携わる方々をお招きし、学校と社会を関連づけた授業を行うための講師謝礼、また地図などの社会科教材購入に関する経費を計上してございます。また、学習指導要領の改訂に伴いまして、小学校の中学年から外国語活動が導入され、高学年、中学校における外国語科へと接続することになり、授業時間数が増加いたします。小中学校におきまして引き続き英語指導助手を活用して、生きた外国語、また外国文化・生活に触れ、外国語に対する理解を深める機会を児童生徒に提供することにより、コミュニケーション能力の育成、また国際感覚の養成を図るため、A L T を前年度から 2 名を増員し、中学校は 6 名、小学校 8 名の合計 14 名を配置するための経費となっております。

予算書 239 ページ、説明書 151 ページ、教育総合支援センターに要する経費でございます。教育全般に関する相談業務を行うとともに、不登校児童生徒に対して学習面や人間関係の構築についての支援を行い、学校復帰を目指すための適応指導教室に関わる人的負担金、報酬、謝礼、並びにいじめ対策推進室を含む教育総合支援センターの建物の維持管理費用を計上してございます。

続きまして、第 2 項小学校費になります。予算書 243 ページ、説明書 154 ページ、小学校管理に要する経費でございます。学校生活におきまして、支援を必要とする児童が在籍する小学校に教育補助員を 90 人、市の公立図書館と連携し、児童の読書活動の推進を図るために学校司書を 14 人、また少人数指導加配が配

置されていない小学校にティームティーチング非常勤講師 6 人を配置する予算を計上してございます。

また、平成 31 年度におきましては、車いすを使用している児童がより安全に学校生活を送れるように、車いすに乗ったまま階段を昇り降りすることができる階段昇降機の更新費用を計上しております。

続きまして、小学校施設整備に要する経費でございます。高井小学校の児童・クラス数増に伴いまして、教室ロッカーの改修工事、また経年劣化による戸頭小学校の給水設備、及び旧小文間小学校の受変電設備改修工事を実施いたします。小学校施設を良好に保つための施設管理営繕工事請負費を計上しております。

続きまして、小学校建設事業に要する経費でございます。老朽化が著しい宮和田小学校の校舎・体育館の大規模改造工事を行うための実施設計業務委託料を計上してございます。

続きまして、第 3 項中学校費になります。中学校におきましても、学校生活におきまして支援を必要とする生徒が在籍する中学校に教育補助員を 3 人、また学校司書 6 人を配置する予算を計上しております。

次に、中学校施設整備に要する経費になります。経年劣化によります取手第一中学校、取手第二中学校の消防設備消火栓ポンプの改修工事を実施するとともに、中学校施設を良好に保つための施設管理営繕工事請負費を計上してございます。

次に、中学校建設事業に要する経費でございます。こちらは、老朽化の著しい藤代南中学校校舎・体育館大規模改造工事のうち屋根、外壁、内装等の老朽化対策工事の監理業務委託料、及び工事請負費を計上してございます。

続きまして、第 4 項の幼稚園費の幼稚園就園奨励費補助関係経費でございます。幼児の就園を奨励し、幼児教育の振興を図るため、園児の保護者に対して補助金を交付しているものでございます。平成 31 年度におきましても、所得金額と扶養する子どもの人数に応じた国の制度の補助金を計上してございます。

続きまして、幼稚園児保育料補助関係経費でございます。こちらは、取手市独自の補助金として、私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し、1 人当たり月額 2,500 円、年額で 3 万円の補助金を計上してございます。

続きまして、第 5 項社会教育費、生涯学習の推進に要する経費でございます。市民の学習意欲に応えるとともに知的好奇心に訴求し、深く掘り下げた学習機会を提供するため、例年どおり歴史・文学・文化財などの市民の皆様身近なテーマから、宇宙・天文学・哲学・経済・数学・医療、あるいは健康など、非常に広大で人類の根源となる講座を実施します。また、市民が自主的に生涯学習活動の裾野を広げる施策といたしまして、地域の課題解決に向けた活力ある地域づくりの推進に寄与する取手市地域づくり型生涯学習推進事業を継続いたします。

○文化芸術課長

続きまして、福祉会館改修事業に要する経費 2 億 8 千 510 万円です。福祉会館の外壁塗装・屋上防水改修・トイレの改修、空調設備の改修工事等を行います。

続きまして、市民芸術活動の推進に要する経費 449 万 2 千円です。例年行っております取手市主催の展覧会の開催や、文化祭及び平成 30 年度から実施しました取手市内高等学校の芸術教育の発表会「とりでスクールアートフェスティバル委託料」と市内文化団体への補助金となります。

次に、市民会館・福祉会館管理運営に要する経費 8,914 万 5 千円です。こちらは主に公益財団法人取手市文化事業団への指定管理委託料となります。

次に、下段の東京芸術大学との交流に要する経費 711 万円です。取手市内の小中学校へ芸大生を派遣し、美術・音楽の分野で専門的な指導を行うという事業です。また、取手市長賞は、従来の美術部門だけでなく音楽部門でも賞を設けます。その他の交流事業としましては、ふれあいコンサート、親子向け映像制作事業を開催します。

次に、アートのあるまちづくり推進に要する経費 1,886 万 4 千円です。取手音楽の日事業の委託、取手の芸術活動連携サポート事業委託、取手アートプロジェクト事業運営補助金等の予算となります。取手アートプロジェクトは平成 31 年度で 20 周年を迎えるため、周年事業の補助金も計上されております。前年度予算より減額となっておりますのは、壁画によるまちづくり事業と藤代イルミネーション事業です。壁画によるまちづくり事業は、6 月補正予算で計上予定となっております。藤代イルミネーション事業は、地方創生事業としてスタートしまして、当初の計画期間である 5 か年が経過したために事業を終了するものです。

次に、アートギャラリーの管理運営に要する経費 242 万円です。とりでアートギャラリーきらりが移設に伴い休館中となりますので、例年行っております小中学校児童生徒作品展は、取手ウェルネスプラザにて開催する予定です。取手駅と藤代駅の市民ギャラリーは、引き続き市民の皆様にご利用いただけるよう管理を行いまして、文化芸術の振興に寄与してまいりたいと考えております。以上です。

○教育部長

続きまして、郷土資料収集・整理・保存に要する経費でございます。郷土資料や歴史資料の収集・保存活動の経費、また 2020 年の市制施行 50 周年に当たります。取手市史・藤代町史の刊行後に新たに判明した史実、またこの 50 周年の歩みを収録しました、親しみやすい取手市史の追補版の編さんに要する経費を計上してございます。

続きまして、放課後児童対策事業に要する経費でございます。放課後子どもク

ラブにつきましては、保護者の就労支援のための「児童クラブ」と放課後の居場所づくりのための「子供教室」を一体的に行う事業として、市内の公立小学校に通う全児童を対象に、遊びや体験学習など自主的に過ごせる場所を設け、児童の健全育成を図っております。

今回、この減額ということについて説明いたしますと、前年度に桜が丘小学校子どもクラブ室解体工事費 305 万円ほどございました。この減額分ということがまずあります。また、放課後児童支援員の賃金につきましては、現在の時間当たり 908 円が 930 円に 2.4%前後上昇する予定でございますが、支援員の賃金を積算する人数という部分におきましては、人数を若干減らしてございます。したがって、支援員の賃金が 270 万 8 千円ほどの減額となっております。

また、平成 31 年度におきましては、各子どもクラブ室におきまして、不審者の発生など不測の事態に備えまして、外部への通報手段として「緊急通報システム」を設置し、このシステムを運用する費用として「緊急通報システムリース料」を計上してございます。

続きまして、公民館事務に要する経費でございます。市内各公民館の運営に係わる公民館施設の維持管理を行うための経費となります。主な項目でございますが、光熱水費などの需用費、また清掃管理委託、夜間管理委託の費用を計上してございます。

続きまして、公民館施設整備に要する経費でございます。前年度に比べて大きく金額が増えてございます。これは、井野公民館の老朽化対策として、同公民館の多目的ホール空調設備の改修工事、また公民館本館の屋根及び外壁の改修工事を予定してございます。また、市内公民館施設の破損箇所等の修繕を計画的に実施いたしまして、公民館を利用される方々の利便性の向上を一層図るために施設の維持管理を行い、利用環境の整備を行っていくところでございます。

続きまして、図書館管理運営に要する経費でございます。設備の機能の維持、安全確保のために、平成 11 年から稼働してございます取手図書館の空調設備を更新するための改修工事の実施設計委託料、また、ふじしろ図書館エレベーターのワイヤーロープ等の交換をするために修繕料を計上しております。こちらの費用の減額でございますが、これは先月工事が完了しました取手図書館の外壁と屋根の改修工事、こちらを昨年は計上したためでございます。

続きまして、図書館活動に要する経費でございます。図書館及び公民館、取手駅前窓口等の市民に身近なサテライト施設、また市立小中学校図書室における迅速な予約本の提供や返却受付を維持するため、引き続き図書配送業務委託料を計上しております。平成 29 年 10 月から「ほんくる」として開始しました学校図書館と取手市立図書館の連携事業を初め、図書館とサテライト施設を結ぶ図書館電算システムを管理運用するための電算機の賃借料を計上しております。

続きまして、旧取手宿本陣管理運営に要する経費でございます。こちらは本陣の維持管理経費の他に、平成 31 年度におきましては、経年劣化による損傷が著しい屋根の西側と北側の面の茅葺き替え工事を県補助事業として行うための実施設計業務、また監理業務委託料、そして屋根の改修工事請負費を計上しております。

続きまして、第 6 項保健体育費、いきいき茨城ゆめ国体 2019 開催に要する経費でございます。全体の金額でございますが、昨年度と比較しますと、おおむね 2 倍強の金額となっております。こちらの要因でございますが、正式競技であるボウリング競技会の設営・撤去業務の委託につきまして、リハーサル大会と 2019 国体の選手数を比較したときに、約 140 名ほど増員が見込まれてございます。したがって、当該建物内に選手用のボール置場を設置することができませんので、会場のフジ取手ボウリング場の敷地内に、駐車場の一部にユニットハウス 10 連棟を仮設工作物として設置し、これをもって選手の方々のボール置き場にしますということで考えてございます。

また、取手市におきましては、自転車競技会、トラック競技会が開催されますが、これについては、昨年実施したリハーサル大会では実施していなかった学校の観戦ということで、市内小中学校 20 校に対する輸送バスについての総合委託を実施するために今回経費が嵩んでいる一つの原因になっております。なお、20 校ということでございますが、現在では 20 校すべてかどうかということについては決定してございません。

茨城国体は今回で 74 回目の開催となります。正式競技 2 種目のうちの自転車競技会トラックにつきましても、個人 5 種目、また団体 2 種目が取手競輪場にて 4 日間開催し、500 名前後の選手が出場する予定となっております。

また、もう一つの正式競技、ボウリング競技会でございます。個人戦と 2 人チームの団体戦、また 4 人チームの団体戦の 3 種目を合計 6 日間開催いたします。約 300 名の選手が出場予定となっております。

両競技とも、取手市実行委員会として、全国から訪れる選手・役員を初め、応援、あるいは観戦される皆様に温かくお迎えできるように関係機関・団体と緊密な連携を図り、大会成功に向けた運営経費ということで、この金額を計上しております。

続きまして、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費でございます。取手グリーンスポーツセンターの管理運営につきましては、指定管理者制度を活用してございます。平成 31 年度の指定管理料は 1 億 2 千 38 万円を計上しております。前年度比は 168 万 2 千円の減額となっておりますが、この理由としまして、利用人数や施設内の稼働率の増加によって利用料収入の増額が見込まれるということで、この金額になってございます。

また、施設の維持管理という部分につきましては、経年劣化によって通常利用はもとより、大会運営においても支障を来す可能性が推測されることから、第1体育室におけるバスケットボール用のゴールと電光掲示板を更新いたしました。また室内プールにおきましても、水泳大会時に必要なスコアボードと計時システムを更新するために、備品購入費として7,797万1千円の金額を計上しております。

続きまして、藤代スポーツセンター管理運営に要する経費でございます。市民の方々が快適なスポーツ環境を享受していただくための施設設備として、体育館の給水ポンプ更新、また屋外洗面台の更新工事請負費を計上しております。

続きまして、藤代武道場の管理運営に要する経費でございます。こちらは、老朽化が著しい武道場のトイレを改修しまして、より利用しやすい施設として市民の皆様にお使いいただくということで、工事請負費を計上しております。

続きまして、給食センターの施設整備に要する経費でございます。施設の維持管理経費、また安全で安心な給食を継続して提供するために、調理場内空調機改修工事実施設計委託料、また洗浄機改修工事請負費を計上しております。

最後に、第2表の債務負担行為のページとなります。まず1段目の公用車リース料のうち、教育委員会所管として埋蔵文化財センターの公用車新規8年リース分として、計上してございます。限度額は346万円となります。

次に、校外校務支援システム使用料でございます。教職員が校務事務を円滑に行える環境整備を図るために、引き続き、校外校務支援システムとしまして、平成31年度から平成36年度までリース契約するものでございます。1,885万円を限度額設定するものでございます。

以上が、教育委員会所管事項の説明となります。委員の皆様、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長

以上で報告第2号に対する説明は終わりました。本件に対して質疑、ご意見はありませんか。

○小谷野委員

取手グリーンスポーツセンター関係の管理運営に関する経費の中で、バスケットボールゴール、第1体育室の電光掲示板の件でお伺いします。バスケットボールゴールは現在、移動式が4つだと思いますが、同じような形で交換するものですか。また電光掲示は、壁に掲示板がありますが、同様のものになるのか、それとも移動式で新たに購入されるのか伺います。

○スポーツ生涯学習課長

バスケットゴールですが、同じように移動式になります。電光掲示板は、壁に備え付けではなくて、移動式の電光掲示板を用意するようになっております。

○小谷野委員

電光掲示板はいくつですか。

○スポーツ生涯学習課長

2組づつになります。

○山下委員

いきいき茨城ゆめ国体のボウリング競技の開催経費が、自転車競技よりも数倍かかっているようですが。

○スポーツ生涯学習課長

自転車競技が行われます競輪場は、茨城県の施設です。ボウリング場は、民間の施設になりますので、使用料がかかります。リハーサル大会に比べまして、選手の数も増えます。また、競技の日数も長くなりますので、まず1日当たりの使用料の単価が増えます。さらに、施設を借りる期間も長くなりますので、経費が嵩んでいるわけでございます。

○山下委員

ボウリング場の1日の使用料はどの程度になりますか。

○教育部長

開催期間は6日間になりますが、準備期間として3日間、最低でも合計9日間程度は営業ができなくなりますので、その経費も含んでいます。営業補償になります。

○山下委員

この予算の中では、大半を占めているということですか。

○スポーツ生涯学習課長

ボウリング場の設営もありますし、使用料もかかります。

○小谷野委員

公民館関係の整備に要する経費に井野公民館の老朽化対策の経費が計上されて、非常によかったと思っております。今後のそれぞれの順次計画を伺います。

○公民館課長

井野公民館の改修工事を来年行う予定です。順次、公民館の施設の状況を見ている状態でございます。今後、予算の関係もありますので、財政課と関係部署で連携を図りながら、進めていきたいと考えております。

○小谷野委員

以前、放課後児童対策事業に関する経費で、土曜日を含めて内容を充実するような提案があったと思いますが、予算が減っているという現状を心配しております。この辺は問題ないのでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

この減額された主な要因は、平成30年度にはそれぞれのクラブ室の工事があ

りました。また、支援員の数を見直すものですが、プログラムを実施する経費につきましては影響ないと考えております。

○櫻井委員

まず、いじめの防止に関する経費について、スクールカウンセラーの報酬等460万8千円は、1名の報酬ということ考えると、子育て支援等のカウンセラーやコーディネーター等をお願いしていると思いますが、一人の報酬としては群を抜いているので、こういった内容で460万8千円になっているのか伺います。

○指導課長

スクールカウンセラーの講習に関しましては、茨城県のスクールカウンセラーの規定に則り行っております。時間単価5千円で6時間勤務になりますと1日3万円、勤務日数を掛けたもので計上しております。

○櫻井委員

わかりました。福祉会館についてですが、市民会館に引き続いて福祉会館も大規模改修に入るということでよろしいでしょうか。

○文化芸術課長

やはり同じ時期に建てられた建物ですので、大分老朽化も激しい状況です。屋上の防水工事、外壁とトイレの改修、空調機の入れ替えをしまして、市民会館に続いて福祉会館も工事をしてきれいになる予定です。

○櫻井委員

工期等を教えてください。

○文化芸術課長

3月議会で予算が議決されてから、年度が変わりまして、指名委員会にかけて工期を決定する予定です。市民会館は全面閉館して大規模工事を行いました。福祉会館は会議室などの工事を一つずつ徐々に計画的に進めていきたいと思っておりますので、全館閉館とはしない予定で考えております。

○櫻井委員

先ほど国体の自転車競技について、市内20校の学校の見学を予定しているということでしたが、こちらはボウリングとかはお考えにならずに、自転車のみということでしょうか。また、自転車のみということでしたら、その理由等をお願いいたします。

○スポーツ生涯学習課長

学校観戦は、自転車のみになります。ボウリングは会場の中が、先ほど部長からも説明がありましたように、ボウル置き場も外に設置するくらい会場が狭いため、学校観戦は会場が混雑するのではないかとということです。それに比べまして、自転車競技は競輪場で、スペースの余裕もありますので、学校観戦は自転車

競技ということにさせていただいております。

○小谷野委員

英語指導助手が2名増員されて安心しております。教育総合支援センターにも職員が1名増えるということで、本当に努力していただいたと思います。英語指導助手は、引き続き1校1人を目標に、順次進めてほしいと強く希望いたします。

○指導課長

今後、努力してまいります。

○山下委員

先ほど、全校20校で自転車競技を子どもたちに観戦させるという話がありました。子どもたちの自転車競技に対する関心度は、あまり高くはないと思います。観戦させるにあたっては、競技の面白い面などを、学校とタイアップして自転車競技に詳しい人に説明してもらって体制づくりなどして、応援に行かせてほしいと思います。

○櫻井委員

山下委員と同じように、事前に自転車競技に対する周知をするなど、競技に関心をかき立てるようにしてほしいと思います。別の角度から、白山小学校、また取手駅前の地区の方にとっては、まだまだ競輪場がギャンブル施設である、そういう意識が抜けない方が非常に多いと思います。そこに子どもたちが国体というスポーツの場でもありながら、学校単位で行くのはいかがなものか、そういう考えをされる方がいるかもしれないという危惧を抱いております。そのためにも、今、山下委員がおっしゃったようにスポーツとしての自転車競技のすばらしさを子どもたちにきちんと伝えた後での競技観戦という形にしていきたいと思っております。

○スポーツ生涯学習課長

今、お二人の委員からのご意見をいただいたように、自転車競技の他にもいろいろな種目がありますので、それらの種目の見どころ、スポーツとしての楽しみ方などを事前に資料等を学校に配り、学校と連携を取りながら事前に学習した上で観戦していただけるように、検討してまいります。

○宮本委員

幼稚園振興費の就園奨励費と保育料補助金ですが、今年10月から幼稚園が無償化になると思いますが、今後就園奨励費、保育料補助金についてはどのようになるのかお聞かせください。

○教育次長兼学務給食課長

10月からの無償化についてですが、国や茨城県からの通知がないため、予算は年度で組んでおります。また、保育料補助については無償化になれば、補助は

なくなるという考えです。今後、国等の状況を確認していきたいと考えております。

○櫻井委員

東京芸術大学との交流に関する経費の次年度から市長賞、今まで与えられていた東京芸大卒業制作展の市長賞が美術と音楽、それぞれに100万円ずつ、合計200万円というお話でよろしかったですか。

○文化芸術課長

はい、そのとおりです。

○櫻井委員

市長賞を受けた美術の作品は、実際に各所で見ることができますが、音楽に関しては、市長賞を受けた方の発表というのは何か考えておりますでしょうか。

○文化芸術課長

先に台東区で台東区長賞を美術作品と音楽の学生に贈っています。取手市でも検討しております。学科ごとに推薦をいただきまして、例えばピアノ科の学生さんでしたら、市長賞を受けた後にピアノの演奏を年に1回、演奏会を開いて、DVDに撮影して、市役所の窓口などで見ていただくというような可能性も検討しているところです。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○教育長

以上で質疑、ご意見を終結といたします。それでは、お諮りいたします。報告第2号は、原案のとおり承認したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。報告第2号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告第3号平成31年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について(取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、取手市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

本件について説明を求めます。

○文化芸術課長

報告第3号平成31年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について(取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、取手市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について)を説明いたします。

平成31年第1回取手市議会定例会に上程される議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったので、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり異議がない旨の回答をしたことを報告いたします。

最初に、文化芸術課所管の取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。提案理由ですが、取手駅北土地区画整理事業に伴い、取手駅西口駅前のテナントビル内にあるとりでアートギャラリーを平成31年3月31日をもって一時休止し、新たな場所に移転するため、関連する条項を改めるものです。

4ページをご覧ください。第2条とりでアートギャラリーの名称及び位置、第3条利用の承認、第4条使用料について、こちらのアートギャラリーに関する部分について削除するとともに、文言整理をするものです。

なお、新たなアートギャラリーにつきましては、平成31年度中にボックスヒル取手内に移転する方向で準備を進めておりまして、今回削除した内容が決まり次第、条例に追加をする予定であります。以上です。

○教育総務課長

同じく報告第3号取手市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例につきまして、説明いたします。議案第5号取手市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり改正するものです。

提案理由なんです。文化財保護法が改正され、地方文化財保護審議会の委員の要件が定められたことを踏まえ、市文化財保護審議会委員の委嘱・任命の規定を整備するとともに、あわせて同法の規定に基づき設置の根拠その他関連する条文を整備するため、本条例の一部を改正するものです。改正前の文化財保護審議会の設置根拠ですが、文化財保護法に市町村の審議会についての条文が制定されたのは平成8年のことで、市の条例が制定された昭和53年には、文化財保護法には市町村の文化財保護審議会設置に関する条文はありませんでした。よって、条例制定時の設置根拠は、地方自治法の第138条の4第3項、普通地方公共団体は法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として審議会等の調停、審査、諮問又は調査のために機関を置くことができるという条文を用いて、設置をしておりました。今回の改正に合わせて、設置根拠について、一番近い文化財保護法によるものであることを明確にしております。

次に、第4条委嘱等、第1項についてです。改正文化財保護法が平成31年4月1日に施行されることとなります。改正される前、今まで都道府県及び市町村については、文化財保護審議会を置くことができるというもので、その構成委員の要件については特段規定がございませんでした。今回の文化財保護法の改正に

より、地方文化財保護審議会の委員は、文化財に関して優れた識見を有する者により構成するという要件が明記されました。よって、今回、市文化財保護審議会条例の委員の委嘱・任命についての条文について、法の規定に合わせる形で整備するものです。

同じく、第2条任務、第1項及び第5条任期、第2項については、文化財保護法に即した文言にするために改正するものです。

なお、付則として、条例の改正は文化財保護法の改正と合わせ、平成31年4月1日から施行するものでございます。以上です。

○教育長

報告第3号に対する説明は終わりました。本件に対して質疑、ご意見はありますか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑、ご意見なしと認めます。これにて質疑、ご意見を終結いたします。

おはかりいたします。報告第3号は、原案のとおり承認したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は、原案のとおり承認いたしました。次に、その他、連絡事項等について、事務局からお願いします。

○事務局(中島課長補佐)

それでは、3月の行事予定につきまして、資料の一番最後に3月の行事予定がございますので、ご覧ください。3月9日土曜日に中学校の卒業式がございます。15日の金曜日は、幼稚園の卒園式、19日火曜日に小学校の卒業式が举行されます。出席される委員の皆様には、学校から案内状が届き次第、お渡しいたしますので、よろしく願いいたします。また22日に小中学校終業式、29日には教職員の辞令交付式があります。学校の先生、特に校長先生の退職の辞令交付式がございます。離任式は、各小中学校で行うものになります。教職員の辞令交付式については、委員の皆様には後日、ご案内が届くと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、イベント関係になります。現在、埋蔵文化財センターで、お手元にお配りさせていただきましたが、第45回の企画展、先人たちのものづくりを探る、こちらを開催しておりますので、ぜひ足を運んでいただければと思います。また、こちらのパンフレットを1枚開いていただいて左側真ん中に考古学講座、こちら3月16日と30日に井野公民館で行われます。また、4月13日にも第3回目が行われますので、もしご都合がつくようでしたらご参加いただければと思います。

ます。

その他、3月2日、3日、9日、10日と公民館祭りを開催しておりますので、そちらにもぜひ足を運んでいただければと思います。

最後に、3月の定例会の予定ですが、3月22日、金曜日の午後に予定しております。以上です。

○教育長

以上で、本定例会に付議された事案の審議は、すべて終了いたしました。

平成31年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時45分